

第 45 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 25 年 2 月 19 日（火）15:00～15:45
場 所：ホテルプリムローズ大阪 2 階 鳳凰の間（東）
- 2 出席委員：加賀委員、貫上委員、黒坂委員、桑野委員、島田委員、中野委員、西野委員、坂東委員、藤田委員、細谷委員、又野委員、松村委員（50 音順）
- 3 議 題：
 - (1) よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価準備書の検討結果について
 - (2) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について
 - (3) その他
- 4 議事内容：
 - (1) よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価準備書の検討結果について
 - 事務局より、検討結果（案）の概要説明（資料 1）
<質疑応答>
 - 【委 員】自動車の交通について、少しコメントをしたいと思います。現在でも非常に混雑している地域であり、当然ながら、交通シミュレーションによる将来の結果も混雑するとなっています。ただ、デッキ整備や歩車分離による安全・安心な歩行者空間の確保等の対策をすることによって、非常に困った状況にはならないだろうということが交通シミュレーションで確認できたということで、妥当な結果と判断します。
ただ、そのような状況であったとしても、準備書の p25 に、「道路混雑が発生する原因と考えられる複合要因の改善に向けて関係行政機関と協議に取り組む」と明記されているように、この点が一番重要だと思います。場合によっては、横断歩道を設置する必要性が出てくるかもしれないし、引続き完成後も、関係者との協議・対策を是非行って頂きたい。
もう 1 点が、Ⅰ期とⅡ期に分けて工事されるということで、Ⅰ期の工事中に駐車場がなくなると、周辺の駐車場を利用すると記載されているが、Ⅰ期工事後も、合理的な駐車場の利用を促すような運用の仕方を、是非考えて頂きたいと思います。具体的には、周辺にはかなり多くの駐車場があるので、共同利用等により、駐車場から駐車場へと無駄に自動車が渡り歩くことが発生しないような運用を是非考えて頂きたい。準備書に記載されている内容については、合理的な結果だと判断しました。
 - 【会 長】特に修正すべきとするという意見はないとのことですので、本日の検討結果の案を本日付で審査会の回答とさせていただいてよろしいですか。

（各委員了承）

 - 【会 長】ありがとうございました。それではよみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価準備書について、意見がまとまりましたので本日付で府に回答いたします。
 - (2) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について
 - 事務局より、「技術指針」新旧対照表（案）等の概要説明（資料 3、4）
<質疑応答>

【会 長】新旧対照表に関しては問題ないと思うが、手続きの関係について、環境基準の改正が平成 21 年の 9 月、11 月、平成 24 年の 8 月と 3 年にわたってきたので、そろそろ改定しようということなのか、本来は事務的に速やかに行わないといけないのか。事務局として、この点はどう考えていますか。

【事務局】環境基準の達成と維持に支障が及ぼさないことが評価の指針になっており、本来ならば、環境基準の改正があれば速やかに審査会のご意見をお聴きして、改定させて頂くところです。現実的には改定までの間、調査項目に記載の「その他必要な項目」で読み替えて運用しており、今回、環境基準の改正状況を鑑みて、改定させていただこうと考えました。今後は、適宜対応して参りたいので、よろしくお願いします。

【会 長】事務局を責めている訳ではなくて、この 1 年ほどの間に、急に多くのアセスの案件が出てきて、これはやはり改定しないとイケないなということで、多分それより前の平成 21 年前後はそれ程アセスの案件もなかったということと、大気質、水質等について、あまり大きく関わるような案件もなかったからだろうなと思います。手続き上は、基本的には改定していかないといけないということですね。

【事務局】会長のおっしゃるとおり、環境基準が告示された段階で、他に審査する案件がなくても、速やかに審査会を開催して意見を聴くのが原則。ただ、今回の改定で躊躇していた点があって、それは微小粒子状物質の取扱いです。技術指針においては、調査、予測及び評価という流れがある訳ですが、予測が甚だ難しいため、科学的な議論が出来ないところがあって、どうしたものかと対応を考えている間に 2 年たち、3 年たってしまったということです。ただ、この技術指針においては、準備書などの図書の構成は、地域の概況を把握するための調査があった上で、現地の状況を調査するとなっています。微小粒子状物質については、今のところ実質的には調査するところまでが精一杯であって、予測から先は手付かずになると思うが、少なくとも調査について、地域の概況の把握のところで行うことはありではないかと、事務局として、一種の割り切りをさせて頂いた。そうであれば、具体的な調査手法を明記しておく必要があるということで、割り切って追加しようと考えた次第です。あまり言い訳にはならないが、そういう経緯があったということです。

【会 長】わかりました。微小粒子状物質は、最近話題性が高いということもありますので、今回の改定というのは良いタイミングではないかと思います。

【事務局】専門調査部会で頂いたご意見をご報告させていただきます。環境基準項目の追加に伴い、技術指針にその項目を追加していくとしても、実際のアセス制度の運用にあたっては、対象事業の種類、規模や汚濁物質の排出特性等を十分考慮した上で、技術指針に記載されているからといって、事業者に何でもさせることで事業者に対し不要な過度の負担をかけるということではなく、かといって審査に必要な項目は漏らさないよう、事務局としてしっかりバランスをとるようにとのことです。事務局としても、そのご意見をしっかり受け止めて、今後ともアセス制度の運営を行って参りたいと考えています。

【会 長】技術指針の改定の内容にかかわることではありませんが、運用上は適切に行っていくということですね。

特段修正等がないということであれば、この改正案とさせていただくことでよろしいですか。

(各委員了承)

【会 長】どうもありがとうございました。

(3) その他

○特になし

【会 長】それでは、本日の議事はこれで終了といたします。

以上